

# 會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷四十第

行發日一月六年一十正大

## 論叢

不勞利得税を論ず . . . . . 法學博士 小川郷太郎

基督教文明の發展概論 . . . . . 法學博士 財部 靜治

社會哲學に於主意的二元論的思想 . . . . . 法學士 恒藤 恭

經濟道と經濟術 . . . . . 法學士 作田 莊一

小作制と小作法 . . . . . 法學博士 河田 嗣郎

## 時論

我邦の地租を論ず . . . . . 法學博士 神戸 正雄

## 說苑

ジョン・ロックの私有權論 . . . . . 經濟學士 岩城 忠一

功利主義と生産政策 . . . . . 經濟學士 堀 經夫

## 雜錄

古川古松軒の著述に就て . . . . . 經濟學士 黑 正 巖

『共產宣言』の英譯本について . . . . . 法學博士 河 上 肇

附錄 . . . . . 本誌第十四卷總目錄 . . . . .

説苑

シヨン・ロツクの私有權論 (一)

岩 城 忠 一

第一節 緒論——私有權の基礎に關する勞働説マシヨン・ロツクの著「民政論二篇」の性質

本號所載

第二節 ロツクの私有權論の要領

第三節 ロツクの私有權論に關する二三の問題

次號掲載

第一節 緒 論

私有權是認の基礎に關する種々なる學説のうち、所謂勞働説なるものゝ存することは周く人の知る所であるが、元來、『財産又は所得は勤勞煩勞犠牲の報償としてのみ正當に取得收受せらるべきである』といふのは、普通人の抱いて居る感情であつて、それは『決して個々の學者を俟つて初めて授けられたもの』ではない。否、かゝる感情は必ずしも文明人特有なものではなく、又必ずしも人類にのみ特有の感情でもなくて、それは、野蠻人禽獸の間にすら發見し得るものである。さればホプハウスの言ふが如くに、勞働説は私有權の基礎に關する一般普通の學説であるといふことは決して理由のないことではないと考へられる。

然るに勞働説は最も普通に行はるゝ私有權學説であるのみならず、學者によれば、それは又最

1) 小泉信三教授 社會組織の經濟理論的批評 九四頁  
 2) Ritchie Nat'ral Rights. 3ed. 1916. p.268.  
 3) Hobhouse, The Historical evolution of property, in fact and in idea. (Property, its duties and rights. 1913. p.26)

も卓越せる學說でもある。

ケアンズは勞働を以て、私有財産制度の基礎の凡てのものうちで、最も鞏固にして且最も重要なものなりと言ひ、ペロルツハイマーは私有權を勞働の基礎の上に是認せんとする學說は、私有權の最良の基礎づけなるが如く考へられるとなし、又勞働說を以て正統派經濟學の最も卓出せる所有權學說であると説く。福田博士も嘗て、ロツクの私有財産制度論を究明せられたる論文を次の言葉を以て結ばれて居る。曰く、『第二十二世紀の學者私有財産學說を列擧する更らに二十三十にして、而して猶シユモラーの如く中に就て比較的最も眞に近きものを物色し來つて、之を勞働學說に歸するものなしと斷言し得ば即ち可なり。予は其勇氣と自信とを有せざるを公言せざる能はざるを憾むものなり』と。

今かゝる學說の代表者として従來擧げられたる學者は、頗る多數である。例へば、ジョン、ロツク、チエール、パスチア、アダム・スミス、リカアド、フリーゴ・グロチウス、スタール、フアウヒヤー、ガルニエール、アー・オットー、チルコツフ、ジオルダノ・ブルノー、ツガルド・ステワルド、ライド、グロツス、マイスター、シユロエツター等が即ちそれであるが、中に就き最も異論なく何人によりても勞働說の代表者なりと認められて居る學者はジョン・ロツクであつて、勞働說の代表者として、唯一人の學者が擧げらるゝ場合には、その唯一人の學者は殆んど常にロツクであり、(註二)又二人若くはそれ以上の學者が擧げらるゝ場合には、そのうちの一人は殆んど常にロツクである、(註三)といふ有様である。

- 4) Cairnes. Political Economy and Land. (Fortnightly Review VolVII. 1870.p 42)
- 5) Berolzheimer. System d. Rechts-u. Wirtschaftsphilosophie. B D IV. 1907. S.57
- 6) 福田博士 續經濟學研究三二七頁

(註I) 例(エ)マンナ(Escher, Handbuch d. Praktischen Politik. IBD. 1863. S. 310) マナー(Conrad's Handwörterbuch d. Staatswissenschaften. 2Auff. IIBD. S. 17) パウゼン(Pausen, Ethik. IIBD. 4Auff. S. 318) コーラー(Kohler, Lehrbuch d. Rechtsphilosophie. 1909. S. 87) リッチー(Ritchie, Natural Rights. 3ed. 1916. p. 266) ヘルバース(Property, its duties and rights, p. 26) エイリー(Ely, Property and Contract. p. 541) の如きは勞働説の代表者として特にロックのみを掲ぐ。

(註II) 例(バ)カウツ(Kautz, National-Oekonomie als Wissenschaft. IBD. 1858. S. 61.) ヴァグナー(Wagner, Volkswirtschaft und Recht. S. 214) ラヴェイ(Laveleye, Ureigentum. S. 518) ベロズハイマー(Berolzheimer, System d. Rechtsu. Wirtschaftsphilosophie. BDIV. 1907. S. 57) 金井博士(社會經濟學十四版一二五頁) 田島博士(經濟學原論上卷大正三羊版三四七頁) 津村博士(國民經濟學原論上卷大正三年版二一九頁) 鳩山博士(論文「財産法改正問題概論」(一) 國家學會雜誌三十五卷二號九頁) の如きは勞働説の代表者として二人若くはそれ以上の學者を擧げて居られるがロックを掲ぐる點に於ては是れ等の學者を一にして居る。

かくの如く、ロックは勞働説の代表者としては誰をさて置いても先づ指を屈せられる學者であるが、彼は又この説の創設者であるを一般に認められて居る。(註III)

(註III) 例(ア)アヘンズ(Ahrens, Naturrecht. IIBD. 1871. S. 138.) マリオ(Mario, Organisation der Arbeit. 2 Aufl. IIBD. 1885. S. 747) シュタッフ(Schäffle, Kapitalismus und Sozialismus. 1870, S. 83) ヴァグナー(Wagner, a. a. O. S. 214) ラヴェイ(Laveleye, a. a. O. S. 518) ロリア(Loria, Contemporary Social Problem. 1911. p. 51) ミラギア(Comparative Legal philosophy, 1912. p. 386) タウシグ(Tausig, Principles of Economics. Voll. 1915. p. 251) 田博士(國民經濟學講話三二七頁) 鳩山博士(上掲論文九頁)等は皆ロックを以て勞働説の創立者なりを認められる。

以下私は、この最も普通にして而して又最も卓越せる私有権學說なりとせらるる勞働説の、創

設者にして且最も有力なる代表者たるの光榮を有する、ジョン・ロツクの私有權論を明かにしたい所存である。

ジョン・ロツク(一六三二—一七〇四)は言ふ迄もなく英國の産める偉大なる哲學者の一人であるが、彼には著書頗る多く、その生存中及び死後に刊行されたもの三十種を越えて居る。フレーザーは大英百科全書第十六卷「ロツク」の項に於てこれを(Ⅰ)社會經濟(Ⅱ)基督教(Ⅲ)教育(Ⅳ)哲學(Ⅴ)雜の五に分類して居るが、今その第一類に屬するものゝみを年代順にあぐれば次の如し。

- (1) *Epistola de Toleratione*. 1689. (2) *Two Treatises of Civil Government*. 1690. (3) *A Second Letter concerning Toleration*. 1690. (4) *Some Considerations on the Consequence of Lowering the Rate of Interest and Raising the Value of Money*. 1691. (5) *A Third Letter for Toleration*. 1692. (6) *Short Observation on a printed paper entitled, "For encouraging the coining of silver Money in England and after for keeping it here."* 1695. (7) *Further Considerations concerning Raising the Value of money* 1695. (8) *A Fourth Letter for Toleration*. 1706.

以上八種のうち、今私の問題に關係のあるのは(2)の『民政論二篇』である。私は之に記述されて居る彼の私有權學說を述ぶるに先立ち、一應この『民政論二篇』そのものゝ性質につき、一言を費して置きたいと思ふ。

ロツク自らが『私が物心つくや否や私は嵐の中に立つて居ることを發見した。而してこの嵐は其後もすつと續いたのである』と言へるが如く、實に彼の生涯は英國に於ける君主々義對民主々義の鬭争と終始して居た。一六四二年八月ロツク滿十歳に達せる時、嘗て久しく結んで解けざり

し君主々義對民主々義の鬭争は遂に最後の決算期に達して所謂『清教徒革命』の勃發を見るに到つたが、この革命の結果は時の國王チャールス一世を斷頭臺上の露と消えしめ、オリバー・クロムウェルの武斷的專制政治を開始せしめた。これにて君主々義對民主々義の鬭争は一先づ落着せるが如くであつたが、クロムウェル死しステウアート王朝の王政復古して反動的暴力も一通り鎮靜に歸せる後に於ては、再び法律對特權、議會對國王、民主々義對君主々義の争が政治問題として現はれた。チャールス一世の子チャールス二世死するや、トリーとホイグとの間に王位繼承の争が起つたが、結局前者の勝利に歸し、その奉戴するジェームス二世——チャールス二世の弟——が王位に即いた。それは一六八五年のことである。ジェームス二世は父兄同様の王權神授說尊奉者にして且頑固なる舊教徒であつた。彼は即位の初めより極力舊教徒の勢力恢復、王權の擴張に銳意し遂に『審査律』を蹂躪するに到つた。この國法の蹂躪は民主々義者就中ホイグ黨の反抗心を極度に煽りしのみならず、多年國王に對して忍從主義を探りたる國教派も舊教徒の勢力恢復を恐れて、國王に對する反抗運動に参加するに及ぶや、輿論は大體に於て國王反對に一致した。かくなりし上はジェームス二世も最早施すに策もなく、一六八八年オレンデ公ウイリアムが英國民の招致により、兵を率ゐて英國に上陸するや、國王はたゞちに佛國に遁走し、議會は議會の名に於てオレンデ公夫妻を王位に即け、同時に王權の制限を明白ならしめた。王位がジェームス二世よりオレンデ公夫妻に移れるその過程に於て、はた又その過程を有效ならしめたる立法に於て、議會の王位に對する勝利、民主々義の君主々義に對する勝利は、長き鬭争を経たる後今や完全に明白とな

つた。即ち一六八八年の所謂「名譽革命」は英國に於ける民主々義勝利の凱歌であつた。而して我がジョン・ロックの『民政論二篇』は、この「名譽革命」の主動力たりしホイグ黨の政見發表書であり、且「名譽革命」の理論的辯護であつた。(註四)

(註四) ケオルグ・イエーガーは曰く、

<sup>4)</sup>Locke's Doktrin ist weiter nichts als eine Beschreibung der Grundsätze der parlamentarischen Verfassung, die in der Zeit der Restauration und der Revolution ihre unzerstörbare Festigkeit bewies, weil sie der tatsächlichen Machtverhältnissen entsprang.<sup>7)</sup>

ロックの『民政論二篇』が「名譽革命」辯護のために著はされたものなることは、この書の目的に關してロック自身が述べたる所よりして明かである。即ち彼は自ら「民政論二篇」の卷頭に記して曰く、

『この書は、我々の偉大なる Restorer 我が現國王ウィリアムの王位を確立するために、凡ての合法的政府の基礎たる國民の同意の上に國王ウィリアムの基礎を置き、國王ウィリアムが基督教國の如何なる王侯よりも十分に、より明かにその王位を有することを辯護すること、(及び他方)正當なる自然的權利に對する英國人の愛は、その權利を擁護せんとする決心と結びつきて、謙屈と滅亡との深淵に臨める時にあたり、よく國家を救つたのであつたが、この英國人を世界に宣揚して辯護すること(がその目的である。)<sup>8)</sup>』

かゝる目的の下に、『名譽革命』の後二年即ち一六九〇年二月匿名を以て出版されたる「民政論二篇」は、二冊より成る。第一冊に於ては「サー・ロバート・フェルマー及びその後繼者の誤れる原理及び基礎を摘出しこれを論破」せんと試みて居るが、フェルマーの所説并にこれに對する

7) G. Jäger, Locke, eine kritische Untersuchung der Ideen des Liberalismus und des Ursprungs nationalökonomischer Anschauungsformen. (Archiv für Geschichte der Philosophie. BDXIII. S. 533)

8) Works. VolV. 1812. p. 209.

ロックの駁論は、吾人當面の目的にさしたる關係これなきが故に、暫くこれを省略に附する。第二冊は、ロック自身の政治學説を明かにせるものであるが、そは十九章より成り、節を設くること二百四十三、縷々數萬言論じ來り説き去る所實に堂々の構へである。或は自然狀態を論じ自然法を説き、或は社會契約を主張し革命の權利を叫び、或は又政府の根元目的範圍形式消滅等を論じて居る。私は今此處にロックの政治學説の概要を説くの違を持たないが、唯一言彼の根本思想を述べ置くの要ありと考へる。私の考によれば、ロックの政治哲學にはこれを貫流する二大思想がある。一は個人の自由であつて、他は所有權の絶對である。ロックが『もし統治者(立法者亦然り)にして、被治者の自由及び所有權に有害なる計畫をめぐらせ、且これを實行するが如き愚劣若くは惡意を敢てするに於ては、この計畫よりして被治者を救ふべき優越力は社會が常にこれを保留して居る』と説く時、吾人はロックに於て、個人の自由及び所有權に對する侵害は寸毫も假借すまじき氣概を感得するのである。(註五)

(註五) スロレン・ハイマーがロックの政治哲學を評して

„Zwei Wesenszüge, die charakteristisch für die englische Denkart und Anschauungsweise über das Verhältniss des Individuums zum Staat sind, und die in der englischen Gesetzgebung markanteren Ausdruck gefunden haben, dem in irgend einer anderen drücken der Lockéschen Rechts- und Staatsphilosophie den Stempel auf: die unbegrenzte Hochschätzung der individuellen Freiheit und die Respektierung des individuellen Eigentums.“<sup>9)</sup> “言へば、貴族に中れりと言ふべきである。

個人の自由と所有權の絶對、この二つはロックの政治哲學體系を貫く大精神であり、そは又實

9) Locke, Two Treatises of Civil Government. Book II. § 147. Morley's Universal edition. p. 269. (以下特に注意せざる限りこの版本による)

10) Berolz heimer, System der Rechts und Wirtschaftsphilosophie. BII. S.159.



に一七七六年の『獨立宣言』及び一七八九年の『人權宣言』の根底に輝く大精神でもあつた譯であるが、然らばロックはこの所有權の絶對を如何なる論據に立つて辯護せんとするのであるか。ロックはこの問題のために、特に『民政論二篇』第二冊第五章を提供した。(註六) 私は以下節を改めてその議論の要領を述ぶるであらう。

(註六) 或る學者例へばラザレーの如きは、ロックの私有權論が、『民政論二篇』第二冊第四章に掲げられたるが如く述べて居るが、私の見た三種の英語版本(一)一八二二年ロンドンに於て出版されたるロック全集第五卷所收(二)一八八七年ロンドンに於て出版されたる Morley's Universal Library 中の一冊第二版(三) Cassell's National Library 中の一冊)では第五章である加之、多數の學者もその第五章なるを指摘して居るが、ロスバツハによれば、一七七五年アムステルダムに於て其の第五版が出版されたる譯本 "de Gouvernement civil"<sup>11)</sup> では、その第四章が私有權論になつて居るやうである。エッシャーも同様のことを指摘して居る。更にライストによれば、一七一八年に發行されたる獨逸譯に於てもその第四章が私有權論になつて居るやうである。

## 第二節 ロックの私有權論の要領

『民政論二篇』第二冊第五章の初めに於て、ロックは問題を提供して思へらく、『人一度生るれば自己を保存し、従つて飲み且食ひ、而して又自然が人類の自己保存のために提供する物に對する權利を有する』といふことは『自然の道理』<sup>1)</sup>である。而して更に『神はこの世をアダムとノア及び其の子孫のために作つた。』<sup>2)</sup>これ等のことを考へ合はせば『神が地を人の子に與へた、人類に共同に與へた』<sup>3)</sup>ことは極めて明かである。

11) Laveleye, Ureigentum. S. 518.

12) Rossbach, Perioden der Rechtsphilosophie. 1842. S.201

13) Escher, Handbuch d. praktischen politik. BDI. 1863. S.310.

14) Leist, Über die Natur des Eigentums. 1859. S. 217.

1) Civil Government. II. chv. §25. p. 203.

2) 3) 4) §25. p.203.

然るにこれと異り、『誰かゞ何物かに就き所有権を有するに到つたのはどうしてあるか』<sup>5)</sup>を説明するのは、極めて困難な事柄に屬する。然しながら此處に敢て、『人は神が人類に共同に與へたいろいろな物に、凡ての共同者との明白なる契約を何等なす所なくして、所有権を有するに到つたのはどうしてあるかを説明するに努めるであらう。』<sup>6)</sup> ロツクはこの章に於て右の問題に答へんとするのである。

この問題に答へんとするにあたり、ロツクは先づ、萬物凡て利用のために存在するものなるを説く。『この世を人類に共同に與へた神は、又この世を生存及び便宜のため最も利益になるやうに利用するための理性を人類に與へた。地とその中に在る凡ての物とは、人間をしてその生存を維持し、且幸福ならしむるがために與へられたものである。』<sup>7)</sup> 故に、『地が自然に産する果實及び地の飼育せる獸類』<sup>8)</sup>は、凡て『自然の自らなる手によつて作られ、且凡ての人は本來その何物に就いても爾餘の人類を排除して私有権を有することなきが故に』<sup>9)</sup> 『凡ての人類に共同に屬して居る』<sup>10)</sup>とは言ふものゝ、これ等の物は『人々の使用のために與へられた物であるから、それ等が特定人にとつて何等かの用に供せられ、或は些少なりとも有益なるを得るの前に於て、先づ以て何とかしてそれ等を領有する方法が必然的に存しなければならぬ。』<sup>10)</sup>

そこでこの共有物を私有化する根據として、ロツクは勞働を擧げて來た。人間の勞働こそは所有の資格を與へるものであると考へた。その理他なし。人間が自己の勞働成果を私有するといふことは、人間が自由であることの、人間が自己の人格の所有者であることの、必然的歸結である

5) §25. p. 205.

6) 7) 8) 9) 10) §26. p.204.

からである。而して人間が自由であることは、人間が自己の人格の所有者であることは、ロツクにとつては、自明の原理であるが故に、従つて又人間が自己の労働成果を私有するには疑ふべからざる道理がある、といふ譯である。即ちロツク曰く

『地とあらゆる下位の生物とは凡ての人に共有なりと言へ、而も、凡ての人は彼自身の「人格」に「所有権」を有する。彼の身體の「労働」、彼の両手の「仕事」は本來彼のものであると言ひうる。されば自然が用意し、且その中に遺して置いたその状態から彼が移せる物は、凡て、彼がその労働をこれに混和し、彼自身に屬せる或物をこれに加へ、而してこれを彼の所有物たらしめるのである。その物は、彼により、自然がこれを置ける共同の状態より移されて、その物は、この労働により、その物に添付される或物を有し、その或物が他人の共同權を排除するのである。この「労働」は労働者の所有物なること疑ひなきが故に、この労働が一度び加へられし物に對しては、彼（この労働を加へし者）以外に權利を有する者はない。少くとも、他人に對し共同に十分發されてある所に於ては然りである。』<sup>11)</sup>「労働こそは、私有物と共有物との區別を立てるものである。労働は、かの萬物の母たる自然のなせる所のもの以上、これ等の物に對して何物かを加へ、かくてそれ等のものは彼の私有權に屬するに到つたのである」<sup>12)</sup>

かくて『樫の木の下で樫の實を拾ひ』<sup>13)</sup>『森の樹に林檎を取り』<sup>14)</sup>これを食べたものは、確かにそれを自己の物としたのである。『然らば、これ等の物はいつ彼のものとなつたのか』と言ふに、それが腹の中でこなれた時でもなければ食つた時でもない。煮た時でもなければ家に持ち歸つた時でもなくて、實に、それを拾ひあげることによつて、それに、彼に屬する何物かを加へた時に彼のものとなつたのである。<sup>15)</sup>

『泉に流るゝ水は萬人の有なりと言へ、しかも水差に一度盛られし水は、これを汲み取れる者にのみ屬する』<sup>16)</sup>

要之、『自然の物は共同に與へられたりとは言へ、人は彼自身の主人であり、彼の人格、彼の

11) §27. p. 204.  
12) §28. p. 205.  
13) 14) §29. p. 205.  
15) §29. p. 205.  
16) §29. p. 205.

行爲、彼の勞働の所有者であるから、彼自身のうちに所有權の大なる基礎を有する』<sup>17)</sup>譯である。而してロツクがかく言ふ時、彼は勞働の程度を問題として居なかつた。従つて、同一物に僅少の勞働を加へた場合と、多大の勞働を加へた場合とに於て、その物に對する所有權に差異の生ずべきや否やは不明である。

次に問題となるは、人間が自己の勞働成果を私有するには他人の同意を必要とするや否や、といふことである。人間が自己の勞働成果に對して私有權を主張するのは先づ良いとしても、この勞働を加へらるべき物は抑も神が人類に共同に與へたのであるといふのだから、人間が自己の勞働成果を私有するに就いては、凡ての共有權者の承諾を要すべきものではあるまいか。この承諾を経ずして私有するのはこれ盜奪ではあるまいか、といふことこれが疑問である。ロツクはこの疑問に對して、かゝる承諾は必要でないと答へる。『若しかくの如き承諾にして必要なりしとせんか、神が人に恵む所多きに係らず人は餓死したであらう』<sup>18)</sup>かくては、神が人に恵む本意にも明白に反するものである。又『一人が、萬人に共同に與へられたる或物に對する所有を得るに就いて、一々全部の共同者の明白なる同意を要するものとせば、子供若くは召使どもは、その父又はその主人が、彼等のために共同に用意してくれた食物には、各人がその特別の割宛をきめられねば觸れられないといふことになるであらう』<sup>19)</sup>がさういふことは有り得ない。かくて『我が馬の食みし草、我が召使の刈り取りし芝草、又私が他人と共有權を有する所に於て掘り出せる租金は何人の同意又は承諾をも要せずして私の所有に歸するのである。』<sup>20)</sup>

17) p. 213.  
18) p. 205.  
19) p. 205.  
20) p. 205.

故に、ロックに従へば、人間が自己の労働成果を私有するのは自然法による自明の事柄であつて、毫も他人の同意にはかゝつて居ない。『理性法は鹿をば、それを殺せる印度人のものとするかくて、以前は萬人の共有ではあつたが、それの上に彼の労働を加へた時は、彼のものとすることを許される。』<sup>21)</sup>

このことは、ひとり非文明なる原始時代に於て然りしのみならず、又實にかの『所有權を決定すべき實定法を制定増加すべきことに努力せる、人類のうちにも文明なる部類に勘定せらるべき人々の間に在つても、以前共有なりしものに就き、所有權發生のためのこの本源的自然法は猶ほ行はれる』<sup>22)</sup>ので、かの雄大にして、今なほ人類の共有に残存せる大洋に於て捕獲せる魚類或は鯨(Ambergris)は、それを捕獲するに就き骨を折つたものに所屬した。而して現に今日我々の間に於てすら、野兎はこれを狩で捕獲したものに屬すると考へられて居るのである。<sup>23)</sup>

以上の如く、ロックは、労働は所有權の唯一の基礎であり、又人間が自己の労働成果を私有するには萬人の明白なる同意を必要としない、と主張するのであるが、このことたる、はたして所有權の凡ての物體に就て言ひ得ることであらうか。かく言ふ意は他なし。かの土地は、他の一般の所有權の物體とはいささかその事情を異にして居るが故に、多數の論者は特に土地所有權の問題を重要視して居る次第であるが、この土地に就いても右の事は主張し得るかどうかと言ふことである。思ふにロックと雖も土地問題を重要視する點に於ては、後世の幾多論者の人後に落つる者では決して無いので、彼は『所有權の主たる物體は、地の果實や地上に生存する獸類に非ずし

21) § 30. p. 205.  
 22) § 30. p. 206.  
 23) § 30. p. 206.

て、爾餘の凡てをその中に藏し、それと共に運ぶかの土地そのものである』<sup>24)</sup>と明かに主張して居る而もなほこの重大なる土地所有權も、その取得方法に就いては、他の一般所有權と何等異なる所なしと主張する。即ちロツク曰く『土地所有權も亦土地の果實や地上に棲息する獸類に對する所有權と同様にして取得せらるゝこと明かである』<sup>25)</sup>と。請ふ少しくロツクの議論に聽かん。彼曰く『恰も一人が耕し植え改良し培養し且その成果を使用し得る限りに於て、土地は彼の所有物である彼はその勞働によりいはゞ園ひを作つて共有地と區別するのである。而して有ゆる他の者も同等の權利を有する。従つて有ゆる共同所有者即ち全人數の承諾がなければ、彼がこれを領有し園繞すること不可能であるとの言も亦彼の權利を傷けない。神がこの世を全人類に共同に與ふるや又人に對して勞働を命じた。而して人間の境涯の窮困なる、人をして勞働せざるを得ざらしめた。神と人間の理性は人間に命ずるに、地を征服すること、地を人生に役立つやうに開拓し、彼自身に屬する或物(即ち勞働)を其の上に使ふことを命じた。神のこの命令に従つて、人は土地の一定部分を開拓し耕作し播種し、かくて他人はそれに對して何等の權利をも有せず、且損害を與へずしては、彼より奪ひとる能はざる彼の所有物(即ち勞働)をこれに添付した』<sup>26)</sup>。かくてその土地は彼の私有物となつたのである。又曰く『神はこの世を人間に共同に與へた。然し神はそれを人間の利益と、彼等がこれより抽出しうる生活の最大便宜の爲に與へたのであるから、土地が常に共同且無耕作に残つて居るのが神の本意であるとは想像し難い。神は勤勉且理智ある人の益になるやうに與へた。而して勞働はそれに對する彼の資格である』<sup>27)</sup>と。

24) § 32. p. 206.

25) § 32. p. 206.

26) § 32. p. 207.

27) § 34. p. 207.

以上述ぶるが如くロツクは、所有權の基礎を、その物體が土地たる土地以外の物たることに論なく、勞働の上に置いた。而してかくの如く勞働が所有權の基礎となり得る所以、人間が自己の勞働成果を私有し得る所以のものは、人間が自由であること、即ち人間が彼自身の主人であり、彼の人格彼の行爲彼の勞働の所有者なるに基くのである。こゝに勞働が所有權の唯一の基礎であることの理由が明かにされて居る譯である。然るにロツクはなほも、この、勞働が所有權の唯一の基礎なりてふ主張の保證人の格を以て、彼の勞働價值論を拉し來つた。即ち彼は第四十節に於て『又勞働にもとづく所有權が、土地共有のバランスを覆し得るであらうといふ事は妙に思はれるであらうけれども、その實よく考へて見ればそれ程不思議ではない。何故といふに、有ゆる物の上に價值の相違を置くものは實に勞働であるからである』と言ふを冒頭に四節に亘りて彼の勞働價值論を説いて居る。よつて少しく彼の所説を窺ふに太凡そ次の如くである。ロツク曰く

『有ゆる物の上に價值の相違を置くものは實に勞働である。試みに、煙草又は砂糖を植ふつけ、或は小麦又は大麥の種を播いてある一エーカーの土地と、耕作もせず共有として放置してある同じ廣さの土地との間に、如何なる差異ありやを考へて見よ。然らば勞働による改良が、價值の極めて大なる部分を形成する事を知るであらう。人間の生活に取つて有用な土地の産物の十分の九は勞働の成果なりと言つても、それは極めて内端に見積つた計算に過ぎないと考へられる。否、もし我々が吾人の使用する物を正確に評價し、且これに要したる若干の費用のうち、全然自然に歸すべきものと勞働に歸すべきものとを計算するならば、大部分のものに於てその百分の九十九は、凡て勞働に歸するものなるを發見するであらう。』<sup>28)</sup>『この點をも少し明かにするために普通の生活資料の或物に就き、是等の物が吾人の用に供せらるる前に順次經過し來りたる所を廻り、而して彼等がその價值の如何に多くを人間の勤勞より受けて居るかを見るであらう。』<sup>29)</sup>

28) § 40. p. 211.

29) § 42. p. 211.

『パン酒及び布は日用品にして且つ多量に存する物である。然しそれにも係らずもし労働が、これ等のより有用なる貨物を供給するこゝがなければ、樞の實水及び葉又は獸皮は吾人のパン飲みもの及び着物であるに相違ない。何故といふに、如何にパンが樞の實より、酒が水より、布又は絹が葉獸皮又は苔よりも價值多しとは言へ、それは全然労働及び勤勞に歸すべきが故である。一方は無援の自然(Unassisted Nature)が吾人に供給する食物衣服であつてみれば、他方は吾人の苦痛と勤勉さが吾人の爲に準備せる資料である。而してそれ等が價值に於て如何に前者を超過せるかを計算する時、彼は、吾人がこの世界に於て享受する物の價值のどれだけ夥しき分量を労働が作つて居るかを知らう。而して原料を生産する土地は、殆んどその一部として認められることが無いか、或は精々の所でその極めて一部分として認められるに過ぎない。それで我々の間に於てさへ、全然牧養耕転又は栽培の行はれる事のない土地は無用地(Waste)と稱せられるが、又事實それに相違ない。而して我々がその利益を發見する程度は無に近い。』『我が國に於て小麦二十ブツシエルを生ずる一エーカーの土地と、『同一の耕耘をすれば同一の結果を擧げうべき、亞米利加に於ける他の一エーカーの土地とは、共に疑ひもなく同一の自然的内在的價值を有する。而も人類が一方より受くる利益が一ケ年五バウンドの値打ちがあるのに、他方は恐らく一ペニーにも値打ちしないであらう。それで、もし或る印度人が後者より受くる利潤がこの英國に於て評價せられ賣られるものせせば、恐らくは前者の千分の二にも達すまい。はたして然らば、土地に對して價值の最大部分を置くものは労働である。労働なかりせば土地は殆んど何物にも價すまい。有ゆる有用なる土地の産物の最大部分を労働に貢ふ、と言ふのは、かの一エーカーの小麥耕作地の産物たる粟糠パンが、同一の地味面積下ではあるが荒廢に歸して居る土地の所産よりも價值大なるは、凡てこれ労働の結果なるが故である。蓋し、耕耘者の苦痛、刈り入れや扱取りをなす人の苦勞、パン焼の汗のみがひとり吾人のパンのうちに入られるのではなくて、犁鏝白然又は其他の道具(それは極めて多數で、且この穀物が播種せられてよりパンに作られる迄に必要なものであるが、それは凡て労働に歸せしめらるべく、又労働の結果として受け入れられざるを得ないものである)に使用さるべき牛を馴す人、鐵と石とを採掘加工する人、木材を伐採し組立てる人、それ等の人々の労働も亦これに算入せざるを得ない。自然と土地とは、それ自身殆んど價值なき原料を供給するにとどまる。一片のパンでもそれが吾人の役に立つ迄に、これに就き勤勞が給し使用せる物は、もしその跡を訪ねれば一の奇



妙なるカマログが出来やう。即ち鐵木率樹皮材木石煉瓦石炭布染料漚膏たる帆柱網及び製作の或部分に對し、労働者の或者によりて使用されたる或物を齎せる船舶に使はれたる物等、それ等を凡て數へあげる事は不可能と迄は言はれぬにしても、少くとも長くなり過ぎて仕様がな<sup>31)</sup>い』

これを以て考ふるに、ロツクがその労働價値論に於て労働と言ふは、或る財の生産に費されたる直接の労働のみでなく、その生産に必要な機械器具等に費やされたる間接の労働をも、その計算中に包含するものなるを知るのである。

ロツクの労働價値論は大體以上の如きものであるが、先にも一言せるが如く、ロツクはこれを以て、労働が所有權の唯一の基礎なりてふ主張の保證人たらしめんとせるが如くである。而してロツクの所説を一見せば、彼はその労働價値論を、特に土地所有權の唯一基礎を労働に求めんとする主張の保證人たらしめんとせるが如くであるが、なほも彼の所説を仔細に點檢する時、その必ずしも特に土地所有權とのみ限らざるを知るであらう。然しながら、労働は價値の源なりてふ主張と、労働は所有權の唯一の基礎なりてふ主張との間に、如何なる又幾何程の論理的相關關係の在つて存するや、換言せば、労働價値論は労働が所有權の唯一の基礎なりてふ主張の保證人として、はたして有效なりや、又幾何程有力なりやは、ロツクの所説よりしてこれを明かにするに困難を感ぜざるを得ない。

なほ、ロツクが私有權を労働の下に是認せんとするや、彼は決してこれを無制限に行つた譯ではなくて、彼の考によれば、人間が自己の労働成果を私有するには條件が着いて居たのである。この點に關する彼の議論は便宜上これを次の節に譲るが、私有權の基礎を労働に求むる限りに於

31) 243. pp.212-213.

てのロックの議論は、右に述べたる所を出でないやうである。現代の私有財産がかゝる論據の下にはたして是認し得らるゝものなりやは甚だ疑はしいが、少くとも、産業革命以前に生存せしロックの當時に於ては、ロックの勞働説は、その十分なる意味に於て卓見たりしを思はざるを得ない。否、ロック死して既に二百年を経過せる今日と雖も、彼と同一論據に立ち、而も彼と宛も符節を合するが如き理路の下に、私有權を是認せんとする學者のあるに於て、彼の見識の凡ならざりしを知るに足るであらう。

然しながら、ロックの私有權論は一見簡明他奇無く、何等疑問を餘さざるが如くにして實は然らず、寧ろ彼の私有權論に關聯する疑點なり問題なりは敢て少くないと考へるのであるが、それ等の問題に就いては、これを次節に於て究明するであらう。